

## 議会基本条例の検証における課題整理について

|   |         |                 |    |
|---|---------|-----------------|----|
| ① | 3条2項関係  | 傍聴時の記帳廃止について    | 2  |
| ② | 5条2項関係  | 一人会派について        | 4  |
| ③ | 8条2項関係  | 参考人制度・公聴会制度について | 6  |
| ④ | 9条関係    | 議会報告会について       | 8  |
| ⑤ | 11条1項関係 | 答弁調整の廃止について     | 10 |
| ⑥ | 11条3項関係 | 反問権について         | 12 |
| ⑦ | 15条関係   | 条例提案手法について      | 14 |
| ⑧ | 16条関係   | 議員間討議について       | 16 |
| ⑨ | 18条関係   | 政務活動費について       | 18 |
| ⑩ | 19条関係   | 議員の政治倫理について     | 20 |
| ⑪ | 20条関係   | 議会事務局の組織体制について  | 22 |
| ⑫ | 21条関係   | 議会図書室の充実について    | 24 |

議会基本条例の検証における検討課題

|        |   |
|--------|---|
| 検討課題項目 | 3条2項関係 傍聴時の記帳廃止について   |
| 根拠条文   | <p>第3条<br/>2 議会活動及び市政に関する情報を積極的に公開し、市民に開かれた議会運営を行うものとする。</p>  |
| 現状     | <p>・傍聴人の整理、傍聴の保証を目的として、傍聴受付票に記載していただいている。<br/>傍聴規則<br/>第3条 議会の会議を傍聴しようとする者は、藤沢市議会傍聴受付票(第1号様式。以下「受付票」という。)に、住所及び氏名を記入の上、議会事務局へ届け出て、先着順に傍聴席に入らなければならない。</p> <p>・他市においては、傍聴時の記帳を廃止している自治体もある。</p>  |
| 他市の状況  | <p>・大津市、四日市市、茅ヶ崎市、可児市、加賀市、岩倉市などでは、住所及び氏名の記入を廃止している。</p> <p>・大津市、可児市、加賀市では、先着順にて傍聴券の交付を行うことを明記し、傍聴の保証をしている。</p> <p>・岩倉市では、傍聴に関する一切の手続きを必要としないことを規則で明文化している。</p> <p>・大津市では、必要があると認められた際のみ、傍聴記録簿への住所及び氏名の記入並びに身分証明書の提示を求めることができることを規則で明文化している。</p> |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| 検討課題項目                | 3条2項関係 傍聴時の記帳廃止について            |
| 民主・無所属<br>クラブ         |                                |
| 市民クラブ藤沢               | ・傍聴する際の記帳を廃止することにより、立ち入りやすくする。 |
| ふじさわ湘風会               |                                |
| 藤沢市公明党                |                                |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |                                |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現在の記帳は廃止する。<br>ただし、運用については他市の状況を参考に検討する。  |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|        |  |
|--------|--|
| 検討課題項目 | 5条2項関係 一人会派について  |
| 根拠条文   | <p>基本条例<br/>第5条<br/>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>   |
| 現状     | <p>基本条例第5条第2項において、会派の定義は「同一の理念を共有する」とされている。「共有」は複数の主体により行われるものであることから、藤沢市議会で認められている「一人会派」と齟齬が生じている。</p>  |
| 他市の状況  | <p>・郡山市議会基本条例<br/>第7条 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。<br/>2 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派(会派に所属しない議員を含む。)間の合意形成を図り、円滑かつ効果的な議会運営に努めるものとする。</p> <p>・一宮市議会基本条例<br/>第7条 議員は、議会活動の円滑な運営と政策立案機能の充実のため、会派を結成することができる。<br/>2 会派は、議会運営及び政策形成に際し、可能な限り会派間での合意形成に努めるものとする。</p> |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| 検討課題項目                | 5条2項関係 一人会派について               |
| 民主・無所属<br>クラブ         |                               |
| 市民クラブ藤沢               |                               |
| ふじさわ湘風会               | ・「同一の理念を共有する」→一人会派で理念共有できるのか。 |
| 藤沢市公明党                |                               |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |                               |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 基本条例の改正はしない。<br>これまで会派を定義してきた政務活動費交付条例の見直し検討を提案する。(第2条:交付対象)  |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|        |   |
|--------|---|
| 検討課題項目 | 8条2項関係 参考人制度・公聴会制度について  |
| 根拠条文   | <p>基本条例<br/>第8条<br/>2 議会は、委員会等において、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>  |
| 現状     | <p>平成25年6月の厚生環境常任委員会において、武田薬品工業株式会社湘南研究所遺伝子組換え微生物廃液漏出事故後の対応結果について審査する際、参考人を招致した。</p>  |
| 他市の状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会については、他市においても活用事例が少ない。取手市では、議員定数条例における定数削減の審議の際に、公聴会を実施している。</li> <li>・参考人については、特定の議案等の審査や閉会中の所管事務調査において実施している事例や、請願・陳情の意見陳述者を参考人として招致している事例があった。</li> </ul> |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 検討課題項目                | 8条2項関係 参考人制度・公聴会制度について                  |
| 民主・無所属<br>クラブ         |   |
| 市民クラブ藤沢               | ・参考人制度・公聴会制度がどのような場面で活用できるのか実例を集めてはどうか。 |
| ふじさわ湘風会               |   |
| 藤沢市公明党                |   |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |   |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。  |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

| 検討課題項目  | 9条関係 議会報告会について  |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
|---------|---|----|-------|---------|-----------|---------|----------|----|----------|----|----------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|
| 根拠条文    | <p>基本条例<br/>           第9条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表し、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として議会報告会等を開催するものとする。</p>   |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 現状      | <p>・参加状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25(第1回)</td> <td>101人(9会場)</td> </tr> <tr> <td>25(第2回)</td> <td>55人(4会場)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>72人(2会場)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>54人(2会場)</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>54人</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>81人</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>126人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年度からカフェトークふじさわとして開催。</p> | 年度 | 延参加人数 | 25(第1回) | 101人(9会場) | 25(第2回) | 55人(4会場) | 26 | 72人(2会場) | 27 | 54人(2会場) | 28 | 42人 | 29 | 54人 | 30 | 81人 | R1 | 126人 |
| 年度      | 延参加人数   |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 25(第1回) | 101人(9会場)   |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 25(第2回) | 55人(4会場)  |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 26      | 72人(2会場)  |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 27      | 54人(2会場)  |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 28      | 42人   |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 29      | 54人   |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 30      | 81人   |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| R1      | 126人  |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |
| 他市の状況   | <p>・多くの市において、議会報告会や意見交換会の開催を義務とする条文となっている。四日市市や登米市においては、努力義務とする条文となっている。</p> <p>・条文に明記する文言について、「議会報告会」ではなく、「意見交換会」や「意見の交換をする場」などの文言としている市も複数あった。</p> <p>・多くの市においては、条例に明記する文言と、実際の議会報告会等の実施形式が合致している。</p>  |    |       |         |           |         |          |    |          |    |          |    |     |    |     |    |     |    |      |

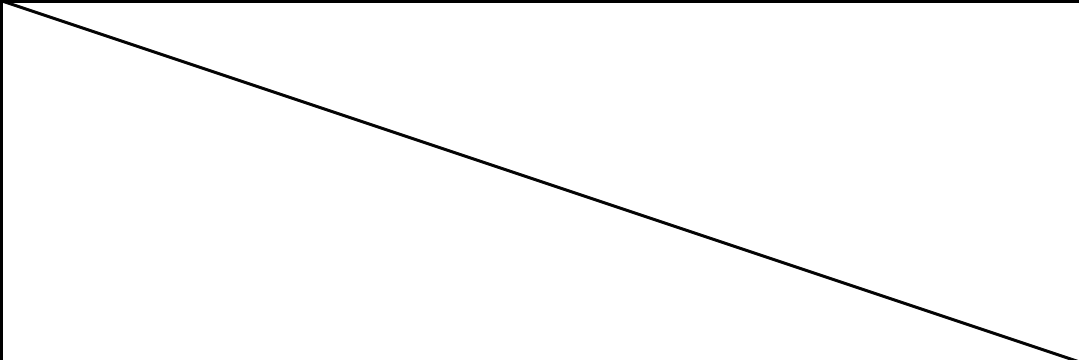


議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 検討課題項目                | 9条関係 議会報告会について                      |
| 民主・無所属<br>クラブ         |                                     |
| 市民クラブ藤沢               |                                     |
| ふじさわ湘風会               | ・議会報告会の趣旨も鑑み、できる規定でもよいのではないかと。      |
| 藤沢市公明党                |                                     |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 | ・「議会報告会」という文言でいいのか、他のふさわしい言い方はないのか。 |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。(平成30年10月5日に改正している)   |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|        |  |
|--------|--|
| 検討課題項目 | 11条1項関係 答弁調整の廃止について  |
| 根拠条文   | <p>基本条例<br/>           第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を構築するよう努めなければならない。</p>   |
| 現状     | <p>予算・決算特別委員会については、事前の聞き取りを原則として禁止し、例外的に特別委員会委員等からの要望があった場合には、各総務課職員等の最小限で説明できるよう取り計らうことが、平成28年9月の議会運営委員会で確認されている。他の委員会における答弁調整については、特段の定めはない。</p> |
| 他市の状況  |    |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 検討課題項目                | 11条1項関係 答弁調整の廃止について   |
| 民主・無所属<br>クラブ         | ・予算決算における答弁調整が見受けられますが、質問、答弁の時間が長くなること、市職員の答弁力の低下につながることから、答弁調整をなくすことが必要では。 |
| 市民クラブ藤沢               |   |
| ふじさわ湘風会               |   |
| 藤沢市公明党                |   |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |   |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。<br>具体的な運用については引き続き検討したい。   |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|               |  |
|---------------|--|
| <p>検討課題項目</p> | <p>11条3項関係 反問権について</p>   |
| <p>根拠条文</p>   | <p>基本条例<br/>第11条<br/>3 市長等は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議案に対する質疑又は一般質問に対し、反問することができる</p>  |
| <p>現状</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・反問できるのは、市長、副市長、教育長とされ、活用された実績はほとんどない。</li> <li>・基本条例11条第3項において、「議案に対する質疑又は一般質問に対し、反問することができる」とされており、請願・陳情・委員会報告案件等が想定されていない。</li> </ul>            |
| <p>他市の状況</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・反問権が行使可能な役職について、市長、副市長、教育長だけではなく、部長級職員や課長級、管理職職員までとする市が多くみられた。</li> <li>・反問権が行使可能な審査案件について、議案、一般質問だけではなく、請願・陳情や報告案件等についても可能とする市が多く見られた。</li> </ul> |

議会基本条例の検証における検討課題【各党派からの回答】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 検討課題項目                | 11条3項関係 反問権について  |
| 民主・無所属<br>クラブ         | ・事務事業評価シートの活用は見受けられますが、あいかわらず目的や狙いのない質問が多く感じられます。第11条の反問権について、他市の議会では、質問の根拠や理由を確認したり、論点を明確にするために反問権を保障しているところもあります。反問権の活用について、他市議会への視察など検討してみる必要があるのでは。(第6条第1項に記載) |
| 市民クラブ藤沢               | ・議会に緊張感が漂い議会での議論がより深くなるため反問できる範囲を広くしてはどうか。   |
| ふじさわ湘風会               | ・「市長等」に限らず、部長級など範囲を広げることとしてもよいのではないかと。<br>・請願、陳情、委員会の報告案件などが想定されていないがそれでよいのか。  |
| 藤沢市公明党                |  |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |  |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。<br>ただし、今後の課題として検討したい。  |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|               |  |
|---------------|--|
| <p>検討課題項目</p> | <p>15条関係 条例提案手法について</p>  |
| <p>根拠条文</p>   | <p>第15条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正及び決議等の政策提案に取り組み、市長等に対し積極的に政策提言を行うものとする。</p>   |
| <p>現状</p>     | <p>以下の取り組みがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの未来応援条例の議会議案提出</li> <li>・議員連盟による政策立案の検討</li> <li>・カフェトークふじさわを通じた政策提言</li> </ul> <p>これまでも、議会改革検討会において、政策立案等を行いやすい仕組みづくりとしての会議体の設置等について協議を行ってきたが、結論に至っていない。</p> |
| <p>他市の状況</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市市における「議員政策研究会」や、福知山市における「政策検討会議」、登米市における「政策企画調整会議」のように、会議体を設けて、上程前の調整に関するルール化をしている市がある。</li> </ul>  |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 検討課題項目                | 15条関係 条例提案手法について  |
| 民主・無所属<br>クラブ         | ・条例提案にあたって、素案の説明及び質疑、案の説明及び質疑、パブリックコメントの手法など、手順について一定のルールを定める必要があるのでは。(第3条第3項に記載) |
| 市民クラブ藤沢               |   |
| ふじさわ湘風会               |   |
| 藤沢市公明党                |   |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |   |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。<br>ただし、令和元年度湘南地方市議会議長会議員研修でアドバイスのあった、「提案の受け皿を予め定めておくべき」という点について検討項目としたい。   |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|        |   |
|--------|---|
| 検討課題項目 | 16条関係 議員間討議について   |
| 根拠条文   | <p>基本条例<br/> 第16条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。<br/> 2 議会は、市長提出の議案及び請願・陳情等の市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について、市民に対して説明責任を果たさなければならない。</p>                         |
| 現状     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の審査において、質疑中に議員間討議を実施している。</li> <li>・議員全員協議会では議員間討議は実施していない。</li> <li>・基本条例第16条第2項において、「市長提出の議案及び請願陳情等の市民提案」とされており、並列に記載しながら、審議対象である「議案」と「請願陳情等」の位置が逆になっている。</li> </ul> |
| 他市の状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会津若松市においては、委員会に付託予定の議案について、委員会審査の前に、あらかじめ議案についての委員会としての論点の確認を行っている。</li> <li>・福知山市においては、予算決算の審査に議員間討議を組み込み、委員会としての合意が形成された場合には、執行機関に対して政策提言を行っている。</li> </ul>             |



議会基本条例の検証における検討課題【各党派からの回答】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 検討課題項目                | 16条関係 議員間討議について   |
| 民主・無所属<br>クラブ         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に意見や討論を用意している場合、議員間討議をしても結論の変更には至らないし、相手の立場などを考えると活発な討議にならないケースが多い。今後のあり方について検討が必要では。(第6条第1項に記載)</li> <li>・視察した犬山市議会では、全員協議会で議員間討議を行い、市民にとって、より良い方向にいくために、議会全体が積極的に討議をしていました。また、手柄は個人ではなく議会組織というスタンスであり、参考にして検討する必要があるのでは。</li> </ul> |
| 市民クラブ藤沢               |   |
| ふじさわ湘風会               | ・「市長提出の議案及び請願・陳情等の市民提案」の並列に違和感がある。  |
| 藤沢市公明党                |   |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |   |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。<br>ただし、第6条第1項との重複・不足が考えられる点については一度整理したい。   |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|        |   |
|--------|---|
| 検討課題項目 | 18条関係 政務活動費について   |
| 根拠条文   | <p>基本条例<br/>           第18条 会派又は議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。<br/>           2 会派又は議員は、政務活動費の使途基準に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。</p>  |
| 現状     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金額<br/>一人当たり月額8万円(当面の間、条例上の10万7千円を附則により減額している。)</li> <li>・支給対象<br/>会派に支給している。</li> <li>・使途<br/>政務活動費交付条例・政務活動費交付条例施行規則・政務活動費の手引き等に基づき支出している。</li> <li>・公開<br/>使途についてはホームページで公開している。<br/>領収書は情報公開請求があった場合に公開している。</li> </ul> |
| 他市の状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上越市、桐生市、取手市、可児市、西脇市においては、支給単位を「個人または会派」としている。</li> <li>・加賀市においては、支給単位を「個人」としている。</li> <li>・政務活動費における領収書については、ホームページ等で公開をしている市が多数ある。</li> </ul>  |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |                                   |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 検討課題項目                | 18条関係 政務活動費について                   |
| 民主・無所属<br>クラブ         | ・政務活動費の個人単位支給化。                   |
| 市民クラブ藤沢               |                                   |
| ふじさわ湘風会               |                                   |
| 藤沢市公明党                |                                   |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 | ・政務活動費における領収書のホームページ等で公開。(10条に記載) |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。<br>ただし、運用面で領収書のホームページ公開については全国的な流れであることは確かなので検討項目としたい。   |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|               |  |
|---------------|--|
| <p>検討課題項目</p> | <p>19条関係 議員の政治倫理について</p>   |
| <p>根拠条文</p>   | <p>基本条例<br/>                     第19条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、市民の代表として良心と責任感を持って、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することに専念しなければならない。</p>          |
| <p>現状</p>     | <p>—</p>   |
| <p>他市の状況</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理条例を制定している市が複数ある。</li> <li>・会津若松市においては、市議会議員政治倫理条例を制定し、「議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。」と規定している。</li> <li>・取手市においては、市長、副市長、教育長及び議員を対象とした「市政治倫理条例」を制定している。</li> </ul> |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 検討課題項目                | 19条関係 議員の政治倫理について  |
| 民主・無所属<br>クラブ         |  |
| 市民クラブ藤沢               |  |
| ふじさわ湘風会               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自己の利益」の他、第三者の不当な利益も明記すべきではないか。</li> <li>・説明責任の必要性を明文化すべきではないか。</li> </ul> |
| 藤沢市公明党                |  |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |  |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。  |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|               |   |
|---------------|---|
| <p>検討課題項目</p> | <p>20条関係 議会事務局の組織体制について</p>   |
| <p>根拠条文</p>   | <p>基本条例<br/>第20条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営と議会活動の充実を図るため、議会事務局の調査及び法制機能の充実並びに議会事務局組織体制の整備に努めるものとする。</p>                                   |
| <p>現状</p>     | <p>議会事務局長 1人<br/>総務課 4人<br/>議事課 9人(課長、議事担当4人、調査担当4人)<br/>短時間勤務職員 1人</p> <p>職員一人当たりの残業時間(平成30年度実績)<br/>総務課 44時間<br/>議事課 96時間</p> |
| <p>他市の状況</p>  | <p>・本市における「議員定数/事務局人数」の値は、2.4人となっており、大津市では2.2人、四日市市では1.9人など、本市よりも議員定数に対して、事務局人数が多い市も複数みられた。</p>                                 |

議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 検討課題項目                | 20条関係 議会事務局の組織体制について                  |
| 民主・無所属<br>クラブ         |                                       |
| 市民クラブ藤沢               | ・人数を増やすことで、より円滑で質の高い議会運営を行えるのではないかと。  |
| ふじさわ湘風会               | ・「努める」に留まらず、体制強化を推し進めるべき。             |
| 藤沢市公明党                | ・事務局組織体制は充実しているのか、充実してないのであれば人的保障が必要。 |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 |                                       |

|               |   |
|---------------|---|
| 課題対応<br>(座長案) | 現状維持とする。<br>ただし、運用面で他市議会の体制強化の状況について、あらためて調査したい。  |
| 見直し(案)        | <input type="checkbox"/> 見直しの必要がある<br><input type="checkbox"/> 条例の改正の必要がある<br><input type="checkbox"/> 運用の見直しを行う必要がある<br><input type="checkbox"/> 所期の目的を達しているため、現状維持とする<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 改革(案)         |   |

議会基本条例の検証における検討課題

|               |  |
|---------------|--|
| <p>検討課題項目</p> | <p>21条関係 議会図書室の充実について</p>  |
| <p>根拠条文</p>   | <p>基本条例<br/>第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを適正に管理し、その有効活用を図るものとする。</p>  |
| <p>現状</p>     | <p>以下について、取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な図書購入</li> <li>・分かりやすい図書配架</li> <li>・図書目録のデータ提供</li> <li>・総合市民図書館との連携</li> <li>・図書室ニュースの発行</li> </ul> <p>なお、図書の選定は事務局が行い、貸出対象は明文規定はない。</p>   |
| <p>他市の状況</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇市では、市の図書館との併設ではなく、単独の議会図書室における図書を、市民に対しても貸し出しをしているが、ほとんどの市では「議員と市職員」を対象として、貸し出しを行っている。</li> <li>・図書の選定において、茅ヶ崎市では図書室内にアンケート用紙を設置し、配架してほしい図書のアンケートを行っている。また、上越市や福知山市では、委員会に対して必要な図書の希望を聞き、選定をしている。</li> </ul> |



議会基本条例の検証における検討課題【各会派からの回答】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 検討課題項目                | 21条関係 議会図書室の充実について  |
| 民主・無所属<br>クラブ         |   |
| 市民クラブ藤沢               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの程度活用できているのか可視化できるようにしてはどうか。</li> <li>・専門書だけでなく、広く情報収集と見識を広めるためにも形式にとらわれない書籍の購入を。</li> <li>・アンケートの実施によるニーズの把握をしてはどうか。</li> </ul> |
| ふじさわ湘風会               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本格的に取り組むべき。</li> </ul>  |
| 藤沢市公明党                |   |
| 日本共産党<br>藤沢市議会<br>議員団 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民利用について検討するべきではないか。</li> </ul>   |

|               |  |
|---------------|--|
| 課題対応<br>(座長案) | <p>現状維持とする。<br/>ただし、現在の取り組みについて、あらためて周知が必要。</p>  |
| 見直し(案)        | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>見直しの必要がある             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>条例の改正の必要がある</li> <li><input type="checkbox"/>運用の見直しを行う必要がある</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>所期の目的を達しているため、現状維持とする</li> <li><input type="checkbox"/>その他</li> </ul> |
| 改革(案)         |  |